

審 議 会 等 会 議 録

| 発 言 者 | 会 議 の て ん 末 ・ 概 要 |
|------------|--|
| 近藤上下水道経営課長 | <p>1 開会</p> <p>それでは定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第1回久喜市水道事業運営審議会を開会いたします。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>私は本日の司会進行を務めさせていただきます、上下水道経営課長の近藤でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに本日の資料の確認をさせていただきたいと存じます。本日の資料でございますが、事前に郵送をさせていただきました、</p> <p>「令和4年度第1回久喜市水道事業運営審議会次第」及び、本日机の上に置かせていただきました、</p> <p>「資料1 久喜市水道ビジョン（経営戦略）（案）第1章から第4章に対する質問と回答について」</p> <p>「資料2 水道利用加入金について」</p> <p>「意見提出シート」の計4種類でございます。</p> <p>お手元でございますでしょうか。</p> |
| 近藤上下水道経営課長 | <p>では審議会の公開について説明させていただきます。久喜市では、「久喜市審議会等の会議の公開に関する条例」に基づき、傍聴要領を作成し、会議は原則公開となっております。非公開とすることができる会議は、個人情報等を含む会議のみでございます。</p> <p>次に、公開する会議では、誰でも傍聴することが可能であり、傍聴者には会議資料を配布し、または閲覧できるようにしております。</p> <p>次に、公開する会議は会議録を作成し、公開された会議に関わる会議録は、作成後、約1ヶ月後には閲覧できるようにいたします。そのため、会議録の作成にあたり録音、写真の撮影につきましてご了承いただくとともに、会議録作成システムを使用しておりますので、発言の際にはマイクを通して発言していただくようご協力をお願いいたします。</p> <p>会議録署名につきましては会長に署名をいただきたいと思います。</p> <p>なお、本日は委員数15人に対しまして、出席者13人でございますので、久喜市水道事業運営審議会条例第6条に規定されている会議の開催要件を満たしていることをご報告させていただきます。</p> <p>最後に、皆様には、新型コロナウイルス感染症の予防と拡大防止のため、手洗いやマスクの着用等をお願いしているところでございます。事務局側といたしましても、換気や消毒の徹底を実施するなど、感染拡大防止に努めながら審議会を進行してまいります。</p> |

| | |
|------------|--|
| 近藤上下水道経営課長 | <p>2 あいさつ</p> <p>続きます、次第2の挨拶でございます。</p> <p>初めに小熊会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。</p> |
| 小熊会長 | (会長あいさつ) |
| 近藤上下水道経営課長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これより議事進行につきましては、審議会条例第6条の規定により、会長が議長となることになっておりますので、これから先の進行は小熊会長にお願いをいたします。</p> |
| 小熊会長 | それではしばらくの間、議事進行を務めさせていただきます。円滑に進行いたしますよう、ご協力をお願いいたします。 |
| 小熊会長 | <p>3 議事</p> <p>次第3の議事、久喜市水道ビジョン（経営戦略）（案）第1章から第4章について、事務局より章ごとに分けて説明をお願いいたします。</p> |
| 武井水道経営係長 | <p>（久喜市水道ビジョン（経営戦略）（案）第1章、及び久喜市水道ビジョン（経営戦略）（案）第1章についての質問と回答について説明）</p> <p>以上です。</p> |
| 小熊会長 | ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明について、ご意見、ご質問等がございましたらお受けいたします。はい。布川委員どうぞ。 |
| 布川委員 | 今、第1章についてお話がありましたが、多分最後に何かお話があるのかもしれませんが、いつの時点、どの段階で、修正した案を提示することになるのかなど。今の段階で質問するのも変な話かもしれませんが、こうやりますとおっしゃっていましたが、例えば次の審議会までであるとか、どのタイミングで修正した形に仕上げたものを用意されるのか。パブコメまでに何か用意するのかどうかわかりませんでした。 |
| 武井水道経営係長 | 今のご質問につきまして、今回修正させていただきますとご説明させていただいた部分につきましては、パブリックコメントにかける前までにはすべて現在策定中の久喜市水道ビジョン（案）の方に反映してからパブリックコメントにかかせていただきたいと考えております。 |
| 小熊会長 | よろしいでしょうか。質問ございませんでしょうか。それでは、質問がないようですので、引き続き第2章について事務局より説明をお願いいたします。 |

| | |
|-----------|---|
| 武井水道経営係長 | <p>(久喜市水道ビジョン(経営戦略)(案)第2章、及び久喜市水道ビジョン(経営戦略)(案)第2章についての質問と回答について説明)</p> <p>以上です。</p> |
| 小熊会長 | <p>はい、ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明について、ご意見、ご質問等がございましたらお受けいたします。ご質問ないでしょうか。</p> <p>質問がないようですので、引き続き、第3章について事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| 武井水道経営係長 | <p>(久喜市水道ビジョン(経営戦略)(案)第3章、及び久喜市水道ビジョン(経営戦略)(案)第3章についての質問と回答について説明)</p> <p>以上です。</p> |
| 小熊議長 | <p>はい、ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明について、ご意見、ご質問等がございましたらお受けいたします。はい、川島委員どうぞ。</p> |
| 川島委員 | <p>3章のNo.11の19ページ、私が質問したのですが、私は地下水に対する認識を有限資源という認識でいます。地下水は有限だということからしますと、この地下水の利用の仕方については、十分慎重に行っていかなければいけないのではないかなと思っています。そのためにはできるだけ通常は利用せず、何か災害等あった際の資源とすべきではないのかなと思っています。しかし回答では水道利用者へ給水するために、おそらく吉羽浄水場の周辺の方が利用するのではないかと思います。これを県水に置き換えられないのかどうか。つまり、まず一つは地下水を有限資源という認識がないのかどうか。それから、有限資源であるということに立った場合、今地下水を利用されている方を県水の利用に変えられないのかどうか、この辺はいかがでしょうか。以上です。</p> |
| 小熊議長 | <p>はい。それでは、事務局回答お願いいたします。</p> |
| 菊池補佐兼浄水係長 | <p>地下水は皆さんの貴重な飲み水に使えるような、貴重な資源だと考えております。吉羽浄水場のろ過装置等をご覧になったかと思いますが、そちらを停止して、災害が起きたときだけ運転するという使い方ができないものですから、有限な資源を少しずつ適正に使いながら、毎日継続運転していくという方法が一番良いのかなと考えています。毎日少しずつ運転していくということが重要な維持管理になってきますので、限定的にはではなく、通常の運転として、このまま使用していきたいと考えております。</p> |
| 川島委員 | <p>わかりました。ただ大きく依存しないという、そういう考え方は必要だと思っています。地下水に関しては、いざというときに頼りになる飲料水でございますので、その辺よくご検討をお願いしたいと思っています。</p> |

| | |
|------------------|--|
| <p>小熊議長</p> | <p>よろしいでしょうか。 はい。真久委員どうぞ。</p> |
| <p>真久委員</p> | <p>今のご質問はごもっともと思っております。それに対して、事務局さんのご回答も本当にごもっともだと思います。そこで確認させていただきたいのですが、今までは地下水をあちこちの浄水場で使っていましたよね。それがこの数年間減らしてきて、今は吉羽浄水場のみになってしまってきていると。そもそもその理由は何だろう、どうしてそういうふうを考えてきたのかをお聞きすれば、今、川島委員の質問に対する答えになるのではないかなと思います。少しずつ地下水の取水を減らしていきましたよね。今は吉羽浄水場のみにしている。そもそも吉羽浄水場だけを今後も使いたいということは、確かにおっしゃるとおり、ろ過装置なんてものはたしかに毎日動かさないと全然機能が落ちる。常時使うためにせめてどっか1ヶ所だけ使えるようにしたいという意味で、吉羽浄水場のみだけはとりあえず地下水だけを使いましょうという考えだったのかなと思うのですが。お願いいたします。</p> |
| <p>小熊議長</p> | <p>はい。事務局お願いいたします。</p> |
| <p>菊池補佐兼浄水係長</p> | <p>地下水の水質の部分から言いますと、森下浄水場、鷺宮浄水場、佐間浄水場の3ヶ所でも利用していましたが、吉羽浄水場は他の地区の井戸に比べて次亜塩素酸ナトリウムの注入量が少ないことや、凝集沈殿という水処理工程をしなくても、水質が一番良質であったために吉羽浄水場を残しています。ろ過装置の能力も他の3地区に比べ、一番高かったということもございます。また、地下水から県水へ転換するための更新費用等を相対的に検討した結果、吉羽浄水場が残っていると考えております。</p> |
| <p>真久委員</p> | <p>今後、最終的には吉羽浄水場の地下水の利用もやめてしまう考えもあるかもしれないということでしょうか。</p> |
| <p>富澤課長</p> | <p>当面の間は、吉羽浄水場の水質のこともありますが、災害対策の一環として維持はしていきたいと考えているところでございます。現在県水の受給率が大体96%から97%位、毎年県水を確保しているところでございますけれども、残りの3%から4%程度は、災害用の対策として井戸と井戸水は確保していきたいなと考えているところでございます。</p> |
| <p>真久委員</p> | <p>確かにごもっともだと思います。というのは、今ほとんど久喜市水道の水源は埼玉県から送られてくる水ですよね。もし仮に、肝心な埼玉県の浄水場がパンクしてしまったと。埼玉県の浄水場は浦和の方にありますよね。そこから送ってもらうには結構融通利くような配水管経路を作っているということですから、そういうことがあっても心配ないとおっしゃっていましたが、いやそうは言っ</p> |

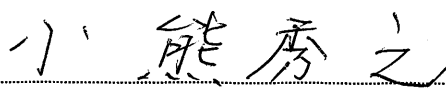
| | |
|------|--|
| | <p>でも、本当に最悪考えた場合、すべての県水がストップした場合はもうそれこそパニックになりますよね。そういう時にこそ地下水が活躍すると思っています。確かにあまり汲み過ぎると地盤沈下の原因になりますけれども、やはりいざとなったときのために、地下水も使えるような形にしておいた方がいいのかなと私は思っております。ありがとうございました。</p> |
| 小熊会長 | <p>では布川委員。</p> |
| 布川委員 | <p>すいません。皆さん意見出されているところで腰折るのも申し訳ないのですが、今これ4章までのことで、次回審議会で5章に入ると議題が変わるわけで、地下水についてはいろんな議論があると私は思います。真久委員のおっしゃった災害時の地下水の活用というのは、久喜市だけじゃなくて、他のところでも同じように出てくる。先ほどの地下水については、普段から使えるような状況をとという考えを持っている1人ですけれども、次の5章ですかね、新しいビジョンで地下水をどう取り組んでいくかというところでまた議論になると思っています。今回の会議では4章までの話ですので、細かく地下水については議論する必要はないのかなと思っているのですが、いかがでしょうか。5章に入った時点で、これまでは地下水はこういう利用の仕方をしてきました。これから10年、30年、40年、本当に地下水を、或いは県水の3%確保だけで足りるのか、災害時はどうするのかとか、いろいろなことあるので、もう一度地下水には着目する時が来るのではないかなと見ています。それは5章の議論の時の話にしたいと思っておりますので、とりあえずはこの辺で打ち切ったらどうでしょうか。</p> |
| 小熊会長 | <p>これは回答よろしいですか。はい。</p> <p>では、田村委員どうぞ。</p> |
| 田村委員 | <p>少しずれてしまうかもしれませんが、工業用水の管理運営っていうのは経営とは別なのでしょうか。</p> |
| 富澤課長 | <p>工業団地に工業用水を供給している部分かと思えますけれども、そちらの方は久喜菖蒲工業団地管理センターが久喜菖蒲工業団地や清久工業団地方面に工業用水を供給しているところでございまして、私ども水道の経営とまた別になります。</p> |
| 小熊会長 | <p>よろしいですか。ほかに質問ございますか。</p> <p>はい、真久委員どうぞ。</p> |
| 真久委員 | <p>先ほど事務局さんから、我々の質問に対しての事務局さんの考え方は説明していただきましたけれども、本当ご苦労さまでした。それに対して3点ばかり、少し長くなりますので、1問1答でお願いしたいなと思っております。</p> |

| | |
|----------|--|
| | <p>まず一つ目。資料1の2ページ目の、No.5の右側の方に事務局の回答として、本水道ビジョンの策定に当たり、アセットマネジメントの手法の考え方をとったということだと思いますが、そもそもこのアセットマネジメントは本水道ビジョンを策定するにあたって、取り入れるべきなのかどうか。その根拠はどこにあるのか。もしなかった場合、久喜市の水道事業は何ゆえにこれを採用したか。それに対して他の市の水道事業は、同じようなアセットマネジメントを採用しているかどうか。もしその辺がおわかりになればお答えしていただきたいと思います。お願いいたします。</p> |
| 武井水道経営係長 | <p>私の方から回答をさせていただきます。まず、アセットマネジメントの手法を取り入れて策定するべきものなのかという部分についてですけれども、本水道ビジョンにつきましては、国が制定している新水道ビジョンに倣って策定をしているものでございまして、そちらに水道ビジョン策定の手引きというのがございまして。計画期間は概ね10年間、その中で、50年、100年先の将来を見据えるようにとの記載がございまして、その部分から中長期的な財政シミュレーションや、更新費用、更新需要の方を見て策定しなさいよというものになってございまして、国の水道ビジョン策定の手引きを根拠として、こちらアセットマネジメントの手法を取り入れた算出、シミュレーションをして策定をしているものでございまして。</p> |
| 真久委員 | <p>わかりました。少し確認させていただきます。要するに国が作った水道ビジョンそのものが、このアセットマネジメントの手法を採用しているということなのでしょうか。だから私ども、それを採用いたしましたということでもよろしいですか。</p> |
| 武井水道経営係長 | <p>国が示している水道ビジョン策定の手引きの中で、アセットマネジメントの手法を取り入れるよう記載がありますので、アセットマネジメントの手法を採用しているところでございます。</p> |
| 真久委員 | <p>というのは、確かに30年か40年先なんていうのはまず難しいです、予測するなんて。何でそんな長い期間見据えなければならないのかなと私も疑問になっているのですが、国の示す水道ビジョン策定の手引きの中にアセットマネジメントを採用しなさいということがきているということですね。</p> |
| 武井水道経営係長 | <p>おっしゃるとおりでございます。</p> |
| 小熊会長 | <p>はい、次進めていきます。</p> |
| 真久委員 | <p>次は4ページ目の12番。これは私の質問に対するご回答だったのですが、ここに書いてあるとおり、あくまで現状どおり水道法令に基づいて、継続的に水質</p> |

| | |
|------------------|--|
| | <p>検査計画の策定や水道水質検査を実施していくため、原案どおりといたしますとあるのですが、僕から見れば、これはすべて法律でそうしなさいと言っているのだから、やって当たり前であると思っています。だから、そのことだけを書いたとなると、法にあることだけをやりましたというだけであって、決して将来的な安全に繋がっていないのではないかなと感じます。私の考えざっと書かせていただいたのですが、それでもこの場でやはり原案どおりとさせていただきますというのであれば、それはしょうがないかなと。いかがでしょうか。</p> |
| <p>小熊議長</p> | <p>はい。それでは事務局回答をお願いします。</p> |
| <p>菊池補佐兼浄水係長</p> | <p>ご意見のとおりではありますが、実際に法令に基づいて検査の実施や計画の作成をしなければなりませんし、これからも変わることなく、永遠に行っていかなければいけないことなので原案どおりとさせていただきました。また、埼玉県や近隣市町等との連携というのは別の項目の方で記載していますので、水質検査の項目の中で埼玉県や国、近隣との連携というのは記載せず、別の項目において記載するという事で原案どおりとさせていただきました。</p> |
| <p>真久委員</p> | <p>次進めていきます。6 ページ目のNo.31 ですね。事務局のご回答によりますと、令和 4 年度の民間委託につきましては、料金徴収業務委託、及び浄水場の運転管理の業務委託をしているところがございますと書いてあります。先ほど聞きました水質検査計画を紐解いていきますと、水質検査に関してはやはり委託するわけですね。従ってこの水質検査管理委託についても、ここで言っている浄水場の運転管理に含めているということなのではないでしょうか。確かに水質検査というのは浄水場の管理ですから、浄水場の運転管理委託をしているのであればそれは入るかもしれませんが、僕から見れば、浄水場そのものを運転管理する業務と水質検査する業務は全く別です。まず同じ機関が普通は行わないと思っています。運転管理する機関と水質検査を行う機関が同じ会社ということは、ないことはないと思うのですが、普通はないです。それぞれの専門家がやりますから。同じ運転管理委託する場合でも、水質管理業務は別の専門の会社に委託した方がいいのではないかなと私なりに思っています。この浄水場の運転管理の中に、水質管理委託も入っていると言われればそうですかと引き下がりますが、やはりさっき言った水質検査はなんのためにやるのかと言ったら、我々の水道水は安全ですよと確認するためのケースもあるわけです。従ってそれはきちんとやらなければならない当たり前のことです。法律でも言っていますし、それから水質検査計画でもきちんと書いてあるわけです。これは重要な部分なのです。それをこの中にぼやかして書いてしまっているのかなと思うのですが、いかがでしょうか。以上です。</p> |
| <p>小熊議長</p> | <p>はい。それでは事務局、回答願います。</p> |
| <p>富澤課長</p> | <p>こちらの業務委託は料金徴収業務、さらに浄水場の運転管理業務と大きなもの</p> |

| | |
|------------------|---|
| | <p>を主なものとして例示させていただいた部分でございまして、細かい業務委託を記載していくと、ご質問の回答欄には書ききれないぐらいの業務委託をしているものですから、回答をさせていただく上で、代表的な主なものを二つ挙げさせていただいたというような形でございます。水道ビジョンの中ではこの部分は出てきません。水質管理のための水質検査業務委託なども当然行っているところでございますけれども、金額的にはかなり小さくなってきますので、今回は代表的なものを挙げさせていただいたということで、ご理解いただければと思います。</p> |
| <p>真久委員</p> | <p>補足させていただきますと、私がここまで言うのは、やはり水道としては、まずは豊富、安全、ですねあとは料金が安い。水道水の水質管理は、水道の重要な要素の一つなんです。安全だということは今回の水道ビジョンの中にいろいろ書いてあります。水質管理を、いわゆる水質検査を定期的にきちんときめ細かくやり、なおかつ、いつも安心だと市民の方にわかるような感じの検査、要するに一つ一つの施設について久喜市水道事業は、このようにしっかり水質検査をやっていますよ、管理をしていますよということが、やはり重要な部分だと私は思いますので、できればこの水道ビジョンの中に、今までもこうやっていたからそうするだけではなくて、これから水質管理をより一層強化しますよと、そういう意気込みを何らかの形で入れてもらいたいと思っています。そのためにはなにをするのか、今私は意見を述べましたけれども、毎日の検査として吉羽浄水場1ヶ所で、自動運転の水質検査、要するにその毎日検査をするものが吉羽浄水場にだけあるのではないかなと思います。さっき言った地下水を取っているが故にと私は思っているのですが、埼玉県から受水している水も安心ですよということを知るために、自動水質検査装置をその他の浄水場にも将来的にはつけていってもいいのではないかなと思っています。そういうことで言っているわけです。もちろん、毎日検査するとなると費用がかかります。予算や経費から見れば、私もマイナスだと思っています。だから、そう簡単にはつけられないと思いますけれど、将来的には、水質管理強化策の一つとしてそういうことも考えていますよということは、やはりこの中に入れていいのではないかなと思っております。これが私の持論です。以上です。</p> |
| <p>小熊会長</p> | <p>よろしいですか。</p> |
| <p>菊池補佐兼浄水係長</p> | <p>水質検査結果を結果が出るごとに毎月ホームページに掲載しています。また、毎日検査とおっしゃっていた自動で24時間水質検査をするというのは、おっしゃるとおり久喜地区だけとなっております。他の地区は県水100%ですけど、新水道ビジョンの21ページに書いてある場所については、残留塩素やpH、色度や濁度というのは毎日検査を行っています。それは、水質検査を行っている業者とは別で、運転管理の業務委託の中で365日点検を行っております。</p> |
| <p>小熊会長</p> | <p>よろしいですか。</p> |

| | |
|------------------------------|--|
| 真久委員 | <p>要は水道ビジョンの中で、水質検査管理については将来的にはこういうところを強化していきたいということを入れてくれればいいかなと思っているわけです。それは全然考えてないということでしょうか。はい、わかりました。</p> |
| 小熊会長 | <p>真久委員よろしいでしょうか。時間もちょっと押していますし、次に4章がございますので、これで質疑を打ち切ります。どうもありがとうございました。引き続き、第4章について事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| 武井水道経営係長 | <p>(久喜市水道ビジョン(経営戦略)(案)第4章及び久喜市水道ビジョン(経営戦略)(案)第4章についての質問と回答について説明)</p> <p>以上です。</p> |
| 小熊会長 | <p>はい、ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明について、ご意見、ご質問等がございましたらお受けいたします。質問ございますか。</p> <p>(意見、質問等なし)</p> <p>それでは質問がございませんので、質疑を打ち切ります。次に、水道利用加入金について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 近藤上下水道経営課長 及び 武井水道経営係長 | <p>(水道利用加入金について説明)</p> <p>以上です。</p> |
| 小熊会長 | <p>はい、ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明について、ご意見ご質問等がございましたらお受けいたします。</p> <p>はい、羽柴委員どうぞ。</p> |
| 羽柴委員 | <p>収益的収入や資本的収入というのは、合併前から考えられていたことだと思うのですが、これを決定するにあたって、県の方針や近隣市町がどういうふうに扱っているかということ、ぜひ示してもらいたいと思います。判断材料になるかと思しますので、よろしくをお願いします。</p> |
| 小熊議長 | <p>はい。それでは事務局回答願います。</p> |
| 武井水道経営係長 | <p>はい。ただいまのご意見につきましては、事務局の方で、近隣の状況等についてはすでに調べてございますので、次回、資料としてお示しさせていただければと思っております。よろしくをお願いいたします。</p> |
| 小熊会長 | <p>羽柴委員よろしいでしょうか。</p> |

| | |
|--|---|
| 羽柴委員 | はい。 |
| 小熊会長 | <p>ありがとうございます。他にございませんか。</p> <p>他に質問がないようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>それでは最後に、次回以降の審議会開催の日程についてですが、第2回審議会を6月24日金曜日、第3回審議会を7月27日水曜日、第4回審議会を9月28日水曜日に予定させていただきたいと思っております。なお、後日事務局より、開催通知のご案内を送付させていただきます。</p> <p>それでは、これにて本日の議題はすべて終了しましたので、議長の任を解かさせていただきたいと思っております。ご協力いただきましてありがとうございました。</p> |
| 近藤上下水道経営課長 | <p>ありがとうございました。次に次第4のその他に入らせていただきます。</p> <p>改めまして、今後の予定でございますが、6月24日、7月27日、9月28日に審議会を予定しておりますので、引き続き委員の皆様のご協力をお願いいたします。また、次回ご審議いただきます久喜市水道ビジョン（経営戦略）（案）第5章についてのご意見につきましては、意見提出シートにご記入の上、事前の提出をお願いいたします。意見提出シートにつきましては次回開催予定日の10日前となります、6月14日火曜日を提出期限とさせていただきたいと存じます。提出方法につきましては、郵送、ファックス、メールのいずれかの方法にてご提出をお願いいたします。また様式については、任意の様式でも構いませんので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは閉会のご挨拶を田村副会長をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。</p> |
| 田村副会長 | (副会長あいさつ) |
| 近藤上下水道経営課長 | 以上を持ちまして令和4年度第1回久喜市水道事業運営審議会を閉会とさせていただきます。本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。 |
| <p>会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。</p> <p>令和4年6月6日</p> <p style="text-align: center;">  </p> | |